

資料14 ダイオキシン類に係る措置規制の状況

根拠法令	ダイオキシン類対策特別措置法																																		
大気排出基準	<p>第8条 (対象)法に基づく大気基準適用施設(5種類) (規制対象物質及び基準値)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>N]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定施設の種類</td> <td>新設施設</td> <td>既存施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">焼結鉱の製造の用に供する焼結炉</td> <td>0.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">製鋼の用に供する電気炉</td> <td>0.5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">亜鉛の回収の用に供する焙焼炉等</td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉等</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">廃棄物焼却炉</td> <td rowspan="3">焼却能力</td> <td>4,000kg/時間~</td> <td>0.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2,000~4,000kg/時間</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>~2,000kg/時間</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> </table>	規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: ng-TEQ/m <sup>3</sup> N]			特定施設の種類		新設施設	既存施設	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		0.1	1	製鋼の用に供する電気炉		0.5	5	亜鉛の回収の用に供する焙焼炉等		1	10	アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉等		1	5	廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/時間~	0.1	1	2,000~4,000kg/時間	1	5	~2,000kg/時間	5	10
規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: ng-TEQ/m <sup>3</sup> N]																																			
特定施設の種類		新設施設	既存施設																																
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		0.1	1																																
製鋼の用に供する電気炉		0.5	5																																
亜鉛の回収の用に供する焙焼炉等		1	10																																
アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉等		1	5																																
廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/時間~	0.1	1																															
		2,000~4,000kg/時間	1	5																															
		~2,000kg/時間	5	10																															
水質排出基準	<p>第8条 (対象)法に基づく水質基準適用施設(19種類)を設置する工場又は事業場 (規制対象物質及び基準値(排水口))</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: pg-TEQ/l]</td> </tr> <tr> <td>特定施設</td> <td>新設、既設施設</td> </tr> <tr> <td>硫酸塩パルプ等の製造の用に供する塩素等による漂白施設</td> <td rowspan="19">10</td> </tr> <tr> <td>カーバイド法アセチレンの製造用のアセチレン洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>担体付き触媒の製造(塩素等を使用するものに限る)に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗浄施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>4-クロロ外酸水素トリムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>2-3-ジクロロ-1-4-ナフトキンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>8-18-ジクロロ-5-15-ジフル-5-15-ジヒドロイミド(3-2-b:3・2'-m)トリアジン(別名ジナフト)製造用施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム合金等の製造用の焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td>亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る)用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td>担体付き触媒(使用済みのもの)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないもの)によるものを除く)の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずるの灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理法施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</td> </tr> <tr> <td>フロン類の破壊(プラズマを用いて破壊する方法等)の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td>から及びの施設に係る汚水等を処理する下水道終末処理施設</td> </tr> <tr> <td>からの施設を設置する工場等から排出される水の処理施設</td> </tr> </table>	規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: pg-TEQ/l]		特定施設	新設、既設施設	硫酸塩パルプ等の製造の用に供する塩素等による漂白施設	10	カーバイド法アセチレンの製造用のアセチレン洗浄施設	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	担体付き触媒の製造(塩素等を使用するものに限る)に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗浄施設、廃ガス洗浄施設	4-クロロ外酸水素トリムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	2-3-ジクロロ-1-4-ナフトキンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設	8-18-ジクロロ-5-15-ジフル-5-15-ジヒドロイミド(3-2-b:3・2'-m)トリアジン(別名ジナフト)製造用施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	アルミニウム合金等の製造用の焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る)用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	担体付き触媒(使用済みのもの)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないもの)によるものを除く)の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずるの灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの	廃棄物処理法施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	フロン類の破壊(プラズマを用いて破壊する方法等)の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	から及びの施設に係る汚水等を処理する下水道終末処理施設	からの施設を設置する工場等から排出される水の処理施設										
規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: pg-TEQ/l]																																			
特定施設	新設、既設施設																																		
硫酸塩パルプ等の製造の用に供する塩素等による漂白施設	10																																		
カーバイド法アセチレンの製造用のアセチレン洗浄施設																																			
硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設																																			
アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設																																			
担体付き触媒の製造(塩素等を使用するものに限る)に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設																																			
塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設																																			
カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設																																			
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗浄施設、廃ガス洗浄施設																																			
4-クロロ外酸水素トリムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設																																			
2-3-ジクロロ-1-4-ナフトキンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設																																			
8-18-ジクロロ-5-15-ジフル-5-15-ジヒドロイミド(3-2-b:3・2'-m)トリアジン(別名ジナフト)製造用施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設																																			
アルミニウム合金等の製造用の焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設																																			
亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る)用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																																			
担体付き触媒(使用済みのもの)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないもの)によるものを除く)の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設																																			
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずるの灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの																																			
廃棄物処理法施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設																																			
フロン類の破壊(プラズマを用いて破壊する方法等)の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																																			
から及びの施設に係る汚水等を処理する下水道終末処理施設																																			
からの施設を設置する工場等から排出される水の処理施設																																			
廃棄物焼却炉のばいじん、焼却灰等、燃え殻の処理	<p>第24条 (対象)法に基づく大気基準適用施設のうち廃棄物焼却炉 (規制対象物質及び基準値) 規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 3ng-TEQ/g</p>																																		
廃棄物の最終処分場の維持管理	<p>第25条 (対象)廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場(管理型) (規制対象物質及び基準値) 規制対象物質 ダイオキシン類 放流水の水質基準値 10pg-TEQ/l</p>																																		